

議員提出議案第 1 号

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり熊本県議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成31年3月15日提出

提出者	熊本県議会議員	小杉直
		鎌田聡
		城下広作
		松田三郎
		溝口幸治
		緒方勇二

熊本県議会議長 坂田孝志様

熊本県五木村振興推進条例の一部を改正する条例

熊本県五木村振興推進条例（平成20年熊本県条例第69号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第4項中「最大限努力していく責務がある」を「取り組んできた」に改め、同項の次に次の2項を加える。

この結果、これまで一定の成果が出ているものの、人口減少の緩和に向けた取組は道半ばである。

このため、国及び県は、これまでの経緯を踏まえ、引き続き五木村と共にその振興に最大限努力していく責務がある。

第3条中「振興を」の次に「より一層」を、「ための」の次に「新たな」を、「いう。）を」の次に「五木村と共同で」を加える。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（提案理由）

今後も五木村の振興を県政の重要課題と位置付け、五木村と共に推進していくことを明らかにするため、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。